

○国家公安委員会規則第二十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「第七条―第二十八条」を「第六条―第二十六条」に、「第二十九条―第三十九条」を「第二十七条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を「第四十一条―第五十一条

「に、〔第五十一条―第五十六条〕を〔第五十二条―第五十七条〕に、〔第五十七条―第六十一条〕を「第五十八条―第六十二条」に、〔第六十二条―第六十七条〕を〔第六十三条―第六十八条〕に、〔第六十条―第七十三条〕を〔第六十九条―第七十四条〕に、

〔第六節 深夜における飲食店営業の規制等（第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知

七十四条―第七十九条）を 第七節 特定遊興飲食店営業の規制等（第七十五条―第九十八条）

書（第八十条）を 第七節 深夜における飲食店営業の規制等（第九十九条―第一百四条）に

第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第一百五条）

、〔第八十一条―第八十七条〕を〔第一百六条―第一百三条〕に改める。

第一条第一項中「第八十七条」を「第一百三条」に改め、同条第二項第一号中「第五条第一項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「第十

六条第一項」を「第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「第九条第三項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を、「風俗営業者」の下に「又は特定遊興飲食店営業者」を加え、同項第六号中「第十条の二第二項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「風俗営業者」の下に「若しくは特定遊興飲食店営業者」を加える。

第二条及び第三条を削る。

第四条の見出し中「客席における」を「営業所内の」に改め、同条中「法第二条第一項第五号の客席における」を「法第二条第一項第二号の営業所内の」に、「場合に」を「客室の区分に」に、「客席の」を「客室の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分という。以下この条、第三十条の表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。）以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限る。） 次のイ

及びロに掲げる客室の部分

イ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

(1) 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

(i) 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

(ii) 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

ロ 客に遊興をさせるための客室の部分

二 前号に掲げる客室以外の客室 前号イに掲げる客室の部分

第四条を第二条とする。

第五条中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条を第三条とする。

第五条の二中「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項第三号」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（」の下に「第三十一条の二十三及び」を加え、第二章中同条を第六条とする。

第八条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項を削り、同表法第二条第一項第二号に掲げる営業の項第六号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項第一号中「以上」の下に「（客に遊興をさせる態様の営業にあつては三十平方メートル以上）」を加え、同項第六号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第二号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第六号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第五号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項を同表法第二条第一項第三号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第七号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第五号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第

六号中「第七条」を「第八条」に改め、同項第七号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第八号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第五号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項を同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条の見出しを「（風俗営業の許可申請の手続）」に改め、同条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、「（以下単に「管理者証」という。）」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「（風俗営業の相続の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「許可等」を「風俗営業許可等」に改め、同条を第十三条とする。

る。

第十五条の見出しを「（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出しを「（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「別記様式第十号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第二十三条」を「第二十二条」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第三項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条の見出しを「（特例風俗営業者による変更の届出）」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条の見出し中「交付」の下に「等」を加え、同条第一項中「別記様式第十五号」を「別記様式第十四号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十一条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を削る。

第八十七条第一項の表中十五の項を二十の項とし、十四の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 法第三十一条の二十四又は法第三十一条の二十五第一項の規定による処分をした場合	一 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 処分年月日 六 処分番号 七 処分の理由 八 処分の種別及び内容
-------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第八十七条第一項の表中十三の項を十七の項とし、十二の項を十六の項とし、十一の項を十五の項とし

、十の項の次に次のように加える。

<p>十一 法第三十一条の二十 二の許可をした場合</p>	<p>一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可年月日 五 許可番号</p>
<p>十二 法第三十一条の二十 三において準用する法第 七条第一項の承認をした 場合</p>	<p>一 承認を受けた者の氏名等及び本籍 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>
<p>十三 法第三十一条の二十 三において準用する法第</p>	<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍</p>

<p>七条の二第一項の承認をした場合</p>	<p>十四 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合</p>
<p>二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>	<p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名等及び本籍 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>

第八十七条第二項の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

<p>五 特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が法第三十一条の二十四若しくは法第三十一条の二</p>	<p>一 当該特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 当該特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名等及び本籍</p>
------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>十五第一項の規定による 処分の事由となる違反行 為をし、又は特定遊興飲 食店営業者が当該処分に 違反したと認める場合</p>	<p>三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日 七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第五章中第八十七条を第百十三条とする。

第八十六条第一項中「第十二条（第二十八条）」を「第十一条（第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項）」に、「第十七条及び第四十三条第二項（第五十四条第二項及び第六十五条第二項）」を「第十六条（第二十二條、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項（第五十五条第二項及び第六十六条第二項）」に改め、同条を第百十二条とし、第八十五条を第百十一条とする。

第八十四条中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十九号」に改め、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会)

第一百条 法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

第八十三条を第百八条とする。

第八十二条第一項中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。)」を削り、同条を第百七条とする。

第八十一条中「無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に「、特定遊興飲食店営業者」を加え、同条を第百六条とする。

第八十条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第七節中同条を第百五条とし、同節を同章第八節とする。

第七十九条中「第四十一条の」を「第四十二条の」に、「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章第六節中同条を第百四条とする。

第七十八条第一項中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十七号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十二号」を「別記様式第四十八号」に改め、同条を第百三条とする。

第七十七条中「第二十二条第四号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、同条を第百二条とし、第七十六条を第百一条とする。

第七十五条第二号中「いす」を「椅子」に改め、同条を第百条とする。

第七十四条中「第三十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第百二条」に改め、同条第六号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条第七号を削り、同条を第九十九条とする。

第四章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

(特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準)

第七十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とすること。
- 二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

三 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

五 第九十五条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

(ホテル等内適合営業所の基準)

第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設け

られる場合は屋上)の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者(以下この条において「ホテル等営業者」という。)又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。

二 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。

三 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客(客となろうとする者を含む。次号において同じ。)が営業所に入入りできるような構造であること。

四 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。

五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。

(特定遊興飲食店営業の許可申請の手續)

第七十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別

記様式第四十号のとおりとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

(許可証の交付)

第七十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、法第三十一条の二十二の許可について準用する。この場合において、第十条第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。

(通知の方法)

第七十九条 第十一条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第三項の規定による通知について準用する。

(許可証の再交付の申請)

第八十条 第十二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。

(特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請)

第八十一条 第十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業者（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号」と、「第一条第六号」とあるのは「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請)

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請)

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

(相続等の承認に関する通知)

第八十四条 第十六条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。

(許可証の書換えの手續)

第八十五条 第十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第三項又は第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第八十六条 第十八条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納について準用する。

(変更の承認の申請)

第八十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第八十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号又は第二号に係る同項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内にしなければならない。

3 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号の規定により法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された特定遊興飲食店営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出し

た者に当該管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例特定遊興飲食店営業者による変更の届出)

第八十九条 前条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日(当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日)以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月(当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日)以内」とあるのは、「十日以内」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第九十条 第十六条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の承認について、第十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第九十一条 第二十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の

規定による許可証の返納について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)

第九十二条 第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の
国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続)

第九十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は
、別記様式第四十四号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第九十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別
記様式第四十五号のとおりとする。

2 第二十六条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定につ
いて準用する。

3 第十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第四項の規定による通知につ

いて、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第九十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷

かれている場合にあつては、その表面)

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第九十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

2 第三十八条(第三号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七条」とあるのは「第七十五条」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつて

は、法第三十六条の二第一項」とあるのは「法第三十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 第三十九条（第四項を除く。）及び第四十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八条（第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第九十八条 第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十

三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

2 第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。

第七十三条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第五節中同条を第七十四条とする。

第七十二条第二項中「第六十六条第二項第二号に」を「第六十七条第二項第二号に」に、「第六十六条第二項第二号ニ」を「第六十七条第二項第二号ニ」に改め、同項第二号イ中「第六十六条第二項第一号ロ(1)から(3)まで」を「第六十七条第二項第一号ロ(1)から(3)まで」に改め、同号ロ中「第六十六条第二項第一号ロ(3)」を「第六十七条第二項第一号ロ(3)」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条第一項中「別記様式第四十号」を「別記様式第三十九号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の」を「第四十六条の」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」を「第七十二条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十条中「別記様式第三十九号」を「別記様式第三十八号」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十九条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第七十条とする。

第六十八条第一項中「別記様式第三十八号」を「別記様式第三十七号」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十七条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第四十八条の規定は、」を「第四十九条の規定は」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は、」を「第五十条の規定は」に、「第五十条の規定は、」を「第五十一条の規定は」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第四節中同条を第六十八条とする。

第六十六条第一項及び第二項中「第七十二条」を「第七十三条」に改め、同項第一号ロ(2)(ii)中「第二十

六条第一項」の下に「又は法第三十一条の二十五第一項」を加え、同条を第六十七条とする。

第六十五条第一項中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条第二項中「第四十条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は」に、「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の規定は、」を「第四十六条の規定は」に、「第四十三条第二項中」を「第四十四条第二項中」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十五条第二項において準用する第四十四条」を「第六十六条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十四条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第三十五号」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十三条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十二条第一項中「別記様式第三十五号」を「別記様式第三十四号」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条

」を「第五十六条」に改め、第四章第三節中同条を第六十二条とする。

第六十条第一項中「別記様式第三十四号」を「別記様式第三十三号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の規定は」に、「第四十六条の規定は」に、「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十九条中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三十二号」に改め、同条を第六十条とする。

第五十八条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十七条第一項中「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十一号」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十六条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「入り口」を「入口」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第

三項中「第四十八条の規定は、」を「第四十九条の規定は」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は、」を「第五十条の規定は」に、「第五十条の規定は、」を「第五十一条の規定は」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第二節中同条を第五十七条とする。

第五十五条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十号」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条第一項中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は」に、「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の規定は、」を「第四十六条の規定は」に、「第四十三条第二項中」を「第四十四条第二項中」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第五十四条第二項」を「第五十五条第二項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十八号」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に

、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十五号」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改め、第四章第一節中同条を第五十一条とする。

第四十九条第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条（見出しを含む。）中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十七条中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条第三項中「入り口」を「入口」に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条中「別記様式第二十四号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十三号」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十一条第一項中「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十六号」に改め、第三章中同条を第四十条とする。

第三十八条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項の表定期講習の項の中欄第二号中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同条第四項第二号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同項第三号中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第二号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号を削り、同条第六号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

第三十七条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第二十二条第五号」を「第二十二条第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第七条」を「第八条」に、「第九条」を「第八条」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四 法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

第三十七条を第三十八条とする。

第三十六条の見出しを「（風俗営業に係る営業所の管理者の選任）」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条の表中法第二条第一項第一号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第二号に掲げる営業

の項を法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第三号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第五号又は第六号に掲げる営業の項を法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第七号に掲げる営業の項を法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第八号に掲げる営業の項を法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第一項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十五条第三項及び令第二十六条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一号中「から第三号まで及び第五号」を「及び第二号」に改め、同条第二号中「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「いす」を「椅子」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第二号、第五号又は第六号に掲げる営業の項

を削り、同表法第二条第一項第七号又は第八号に掲げる営業の項第二号中「次に掲げる客席」の下に「客に遊技をさせるために設けられた椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この号において同じ。」を加え、「いす」を「椅子」に改め、同項第三号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号又は第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十条とする。

第三章中第三十条の前に次の三条を加える。

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。

三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)

第二十八条 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

五 苦情処理を担当した者

2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による記録)

第二十九条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号を次のように改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第1号 (第9条関係)

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
許 可 申 請 書				
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p>				
㊟				
(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 () () 局 番			
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業			
(ふりがな) 管理者の氏名	-----			
管理者の住所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、その役員 の氏名	法人にあつては、その役員 の住所			
代表者	-----			

滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
			年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地			

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積	m ²		m ²
		m ²		m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)										
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造									
	建物内の営業所の位置									
	客室数		室	営業所の床面積			m ²			
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²			m ²			
				m ²			m ²			
	照明設備									
	音響設備									
	防音設備									
	遊技設備	のやま 台 あ 数 台	普通台		半自動台		全自動台		計	
			台		台		台		台	
遊技設備	に法係規第 る定四 遊技第 機四 業頁	区分	ぱちんこ 遊技機	回胴式 遊技機	アレンジボ ール遊技機	じゃん球 遊技機	その他の 遊技機	計		
		型式 数	型式	型式	型式	型式	型式	型式		
		台数	台	台	台	台	台	台		
		その他の 遊技設備								
その他										
※ 風俗営業の種類										
※ 兼業										
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長						
※ 条 件	年 月 日									
	年 月 日									
	年 月 日									

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数		室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	営業法第2条第1項第5号の設備	区分	テーブル型	その他の型	計
		スロットマシン等	台	台	台
		テレビゲーム機	台	台	台
フリッパーゲーム機		台	台	台	
ルーレット台等		台	台	台	
その他の遊技設備		台	台	台	
計		台	台	台	
その他					
※ 風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長	
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

その3 (法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書)						
遊技機の種類	製造業者名	型 式 名	検定番号	認定の有無	台 数	備 考
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。

- 4 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
- 6 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 7 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 8 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 10 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 11 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 12 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 13 その2（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 14 その2（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 15 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 16 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

その1	
営業の方法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

別記様式第三号を次のように改め、同様式を別記様式第二号とする。

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)					
料 金					
料金の表示方法					
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする場合はその内容				
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名		
		それ以外の者	名		
			主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称	-----
				住 所	〒 () () 局 番
	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名	-----			
	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容			
		時 間 帯	午前 時 分から 午後 時 分まで		
	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
	客室	和風のもの	室	その他のもの	室

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8 条に規定する営業の遊 技 料 金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じやん球遊技機	玉1個 円
メダル1枚 円		
その他の遊技機 ()	につき 円	
その他の営業の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料 金 の 表 示 方 法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第四号中「第4号（第1条関係）」を「第3号（第10条関係）」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「第5号（第2条関係）」を「第4号（第10条関係）」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号を次のように改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第5号（第12条、第80条関係）

※受理 年月日		※受理 番号		※再交付 年月日	
<p>許可証再交付申請書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>					
(ふりがな) 氏名又は名称	-----				
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許可年月日	年 月 日	許可番号			
再交付を申請する事由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証の再交付を申請する場合のみ記載すること。
- 4 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6号（第13条、第81条関係）

※受理 年月日		※受理号 番		※相続承認 年月日	
相 続 承 認 申 請 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により相続の承認を申請します。 年 月 日 公安委員会殿 申請者の氏名及び住所 ㊟					
（ふりがな） 氏名又は名称		-----			
住 所		〒（ ）（ ）局 番			
（ふりがな） 営業所の名称		-----			
営業所の所在地		〒（ ）（ ）局 番			
風俗営業の種類別		法第2条第1項第 号の営業			
許 可 年 月 日		年 月 日		許 可 番 号	
（ふりがな） 被相続人の氏名		-----			
被相続人の住所					
被相続人との続柄		被相続人の死亡年月日		年 月 日	
他の相続人の有無		有 無			
現に風俗営業許可等 又は特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む営業		許可年月日		年 月 日 許可番号	
		営業所の名称 及び所在地			
※風俗営業の種類					
※同時申請の有無		①有 ②無		※受理警察署長	

別記様式第七号を次のように改め、同様式を別記様式第六号とする。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種類別」欄には、風俗営業に係る相続の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 4 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 5 「現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号 (第14条、第82条関係)

※受理年月日		※受理番号		※合併承認年月日	
合併承認申請書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により合併の承認を申請します。 年 月 日					
公安委員会殿					
申請者の名称及び住所					(印)
申請者の名称及び住所					(印)
(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称	-----				
合併後存続し、又は合併により設立される法人の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許可年月日	年 月 日	許可番号			
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業業者又は特定遊興飲食店業者たる法人の名称	-----				
合併後消滅する風俗営業業者又は特定遊興飲食店業者たる法人の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業業者又は特定遊興飲食店業者たる法人の代表者の氏名	-----				
(ふりがな) 合併後消滅する法人の名称	-----				
合併後消滅する法人の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 合併後消滅する法人の代表者の氏名	-----				
合併予定年月日	年 月 日				
合併の理由					
※風俗営業の種類					
※同時申請の有無	①有	②無	※受理警察署長		

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る合併の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 4 「合併の理由」欄には、合併を必要とする理由を具体的に記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第八号を次のように改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第8号 (第15条、第83条関係)

※受理 年月日		※受理 番号		※分割承認 年月日	
分割承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項（同法第31条の23 において準用する場合を含む。）の規定により分割の承認を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 公安委員会殿 申請者の名称及び住所 ㊞ 申請者の名称及び住所 ㊞					
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称	-----				
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許可年月日	年 月 日	許可番号			
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称	-----				
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の代表者の氏名	-----				
分割予定年月日					
分割の理由					
※風俗営業の種類					
※同時申請の有無	①有	②無	※受理警察署長		

別記様式第九号を次のように改め、同様式を別記様式第八号とする。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る分割の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 3 「分割の理由」欄には、分割を必要とする理由を具体的に記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号 (第17条、第22条、第85条、第90条関係)

※受理 年月日		※受理 番号		※書換え 年月日	
許 可 証 書 換 え 申 請 書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第7条第5項 (同法第7条の2第3項 又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。) (同法第31条の23におい て準用する場合を含む。) 第9条第4項 (同法第31条の23において準用する 場合を含む。) の規定により許可証の書換えを申請します。					
公安委員会殿			年 月 日		
申請者の氏名又は名称及び住所					
(印)					
(ふりがな) 氏名又は名称	-----				
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許 可 年 月 日	年	月	日	許 可 番 号	
相 続 承 認 年 月 日	年	月	日		
合 併 承 認 年 月 日	年	月	日		
分 割 承 認 年 月 日	年	月	日		
書 換 え 事 項					
書 換 え の 事 由					

別記様式第十号を次のように改め、同様式を別記様式第九号とする。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証の書換えを申請する場合のみ記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10号 (第19条、第87条関係)

※受理 年月日		※受理 番号		※変更承認 年月日	
<p>変更承認申請書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項（同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により変更の承認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">印</p>					
(ふりがな) 氏名又は名称	-----				
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号			
変 更 事 項	新		旧		
変 更 の 事 由					

別記様式第十一号を次のように改め、同様式を別記様式第十号とする。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第20条、第21条、第88条、第89条関係)

		※受理 年月日		※受理 番号	
変 更 届 出 書 第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号 (同法第20条第10 第9条第5項 項又は第31条の23において準用する場合を含む。) の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ㊟					
(ふりがな) 氏名又は名称		-----			
住 所		〒 () () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名		-----			
(ふりがな) 営業所の名称		-----			
営業所の所在地		〒 () () 局 番			
風俗営業の種別		法第2条第1項第 号の営業			
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号		
認 定 年 月 日		年 月 日	認 定 番 号		
変 更 事 項	変更年月日	新		旧	
変 更 の 事 由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届ける場合のみ記載すること。
- 4 「変更事項」欄には、変更年月日ごとに区分して記載すること。
- 5 不要の文字は、横線で消すこと。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十二号を次のように改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第12号 (第23条、第26条、第91条、第94条関係)

		※受理 年月日		※受理 番号	
返 納 理 由 書					
第10条第1項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条第3項 (同法第31条の23 第10条の2第7項 第10条の2第9項 において準用する場合を含む。)の規定により許可証又は認定証を返納します。 公安委員会殿 年 月 日 返納者の氏名又は名称及び住所					
(印)					
(ふりがな) 氏名又は名称	-----				
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号			
認 定 年 月 日	年 月 日	認 定 番 号			
返 納 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日				
返 納 理 由					

別記様式第十三号を次のように改め、同様式を別記様式第十二号とする。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 返納者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証又は認定証を返納する場合のみ記載すること。
- 4 「返納理由発生年月日」欄及び「返納理由」欄以外の欄には、返納しようとする許可証又は認定証に係る者に関する事項を記載すること。
- 5 「返納理由」欄には、法第10条第1項各号若しくは第3項各号又は法第10条の2第7項各号若しくは第9項各号 (これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。)に規定されている事由 (法第10条第1項第1号及び法第10条の2第7項第1号 (これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。)の廃止に係る場合にあつては、営業譲渡、営業の方法の変更、営業所の取壊し等の具体的内容を含む。)を記載すること。
- 6 不要の文字は、横線で消すこと。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号 (第25条関係)

その1	※受理 年月日		※認定 年月日	
	※受理 番号		※認定 番号	
<p>認 定 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項の規定により認定を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----			
(ふりがな) 営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 () () 局 番			
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
相 続 承 認 年 月 日	年 月 日			
合 併 承 認 年 月 日	年 月 日			

別記様式第十四号を次のように改め、同様式を別記様式第十三号とする。

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造			
	建物内の 営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積			m ²
				m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)							
営業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造						
	建物内の 営業所の位置						
	客室数		室	営業所の床面積		m ²	
	客室の総 床面積	m ²	各客室の 床面積	m ²		m ²	
				m ²		m ²	
	照明設備						
	音響設備						
	防音設備						
	遊技設備	のやま 台 あ 数 台 じ	普通台	半自動台	全自動台	計	
			台	台	台	台	
その他の 遊技設備							
その他							
※ 風俗営業の種類							
※ 兼業							
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長			

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)						
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数		室	営業所の床面積	㎡	
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	営業第2条に係る第一遊技設備第五号の	区分	テーブル型	その他の型	計	
		スロットマシン等	台	台	台	
		テレビゲーム機	台	台	台	
フリッパーゲーム機		台	台	台		
ルーレット台等		台	台	台		
その他の遊技設備		台	台	台		
計		台	台	台		
その他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長		

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について認定を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について認定を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について認定を申請する場合に使用すること。
- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 7 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 8 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 9 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 10 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 11 その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 12 その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十五号中「第15号（第27条関係）」を「第14号（第26条関係）」に、「あい色」を「藍色」に改め、同様式を別記様式第十四号とする。

別記様式第十六号を次のように改め、同様式を別記様式第十五号とする。

別記様式第15号 (第26条、第94条関係)

※受理 年月日		※受理 番号		※再交付 年月日	
<p>認 定 証 再 交 付 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により認定証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					
(ふりがな) 氏名又は名称					
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名					
(ふりがな) 営業所の名称					
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号			
認 定 年 月 日	年 月 日	認 定 番 号			
再交付を申請 する事由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ
- 3 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る認定証の再交付を申請する場合のみ記載すること。
- 4 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十七号中「第17号（第39条関係）」を「第16号（第40条関係）」に改め、同様式を別記様式第十六号とする。

別記様式第十八号中「第18号（第40条関係）」を「第17号（第41条関係）」とし、「平屋建又は2階建等」を「平家建^て又は2階建^て等」に改め、同様式を別記様式第十七号とする。

別記様式第十九号中「第19号（第41条、第63条、第79条関係）」を「第18号（第42条、第64条、第104条^{関係}）」に改め、同様式を別記様式第十八号とする。

別記様式第二十号中「第20号（第41条、第63条、第79条関係）」を「第19号（第42条、第64条、第104条^{関係}）」に改め、同様式を別記様式第十九号とする。

別記様式第二十一号中「第21号（第42条関係）」を「第20号（第43条関係）」とし、「入り口」を「入口」に、「かまど」を「竈」に改め、同様式を別記様式第二十号とする。

別記様式第二十二号中「第22号（第43条関係）」を「第21号（第44条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十一号とする。

別記様式第二十三号中「第23号（第43条、第54条、第65条関係）」を「第22号（第44条、第55条、第66

条関係)」「に」「第43条第2項(第54条第2項及び第65条第2項)を」「第44条第2項(第55条第2項及び第66条第2項)に改め、同様式を別記様式第二十二号とする。

別記様式第二十四号を次のように改め、同様式を別記様式第二十三号とする。

別記様式第23号（第45条、第55条、第61条、第66条、第72条関係）

※受理 年月日		※受理 番号		※交付 年月日	
届出確認書再交付申請書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書の再交付を申請します。					
年 月 日					
公安委員会殿			申請者の氏名又は名称及び住所		
㊟					
再交付を受けようとする届出確認書の種別	※店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業にあつては、当該営業の種別（法第2条第 項 号の営業）				
（ふりがな）氏名又は名称	-----				
住 所	〒（ ） （ ） 局 番				
（ふりがな）法人にあつては、その代表者の氏名	-----				
（ふりがな）営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
営業所又は事務所の所在地	〒（ ） （ ） 局 番				
届出確認書交付年月日					
再交付を申請する事由					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第二十五号中「第25号（第49条、第50条、第56条、第67条関係）」を「第24号（第50条、第51条、第57条、第68条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十四号とする。

別記様式第二十六号中「第26号（第51条関係）」を「第25号（第52条関係）」とし、「すべて」を「全て」とし、「平屋建又は2階建等」を「平家建て又は2階建て等」に改め、同様式を別記様式第二十五号とする。

別記様式第二十七号中「第27号（第52条、第58条、第69条関係）」を「第26号（第53条、第59条、第70条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十六号とする。

別記様式第二十八号中「第28号（第52条、第58条、第69条関係）」を「第27号（第53条、第59条、第70条関係）」とし、「平屋建又は2階建等」を「平家建て又は2階建て等」に改め、同様式を別記様式第二十七号とする。

別記様式第二十九号中「第29号（第53条関係）」を「第28号（第54条関係）」とし、「入り口」を「入口」に改め、同様式を別記様式第二十八号とする。

別記様式第三十号中「第30号（第54条関係）」を「第29号（第55条関係）」に改め、同様式を別記様式

第二十九号とする。

別記様式第三十一号中「第31号（第55条、第61条、第73条、第80条関係）」を「第30号（第56条、第62条、第74条、第105条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十号とする。

別記様式第三十二号中「第32号（第57条関係）」を「第31号（第58条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十一号とする。

別記様式第三十三号中「第33号（第59条関係）」を「第32号（第60条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十二号とする。

別記様式第三十四号中「第34号（第60条関係）」を「第33号（第61条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十三号とする。

別記様式第三十五号中「第35号（第62条関係）」を「第34号（第63条関係）」とし、「平屋建又は2階建等」を「平屋建又は1階建等」に改め、同様式を別記様式第三十四号とする。

別記様式第三十六号中「第36号（第64条関係）」を「第35号（第65条関係）」とし、「入り口」を「入口」に改め、同様式を別記様式第三十五号とする。

別記様式第三十七号中「第37号（第65条関係）」を「第36号（第66条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十六号とする。

別記様式第三十八号中「第38号（第68条関係）」を「第37号（第69条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十七号とする。

別記様式第三十九号中「第39号（第70条関係）」を「第38号（第71条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十八号とする。

別記様式第四十三号中「第43号（第84条関係）」を「第49号（第109条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十九号とする。

別記様式第四十二号中「第42号（第78条関係）」を「第48号（第103条関係）」に、「シヨウ」を「シヨウ」に、「不特定多数の」を「不特定の」に改め、同様式を別記様式第四十八号とする。

別記様式第四十一号中「第41号（第78条関係）」を「第47号（第103条関係）」に、「平家建又は2階建等」を「平家建て又は2階建て等」に改め、同様式を別記様式第四十七号とする。

別記様式第四十号中「第40号（第71条関係）」を「第39号（第72条関係）」に改め、同様式を別記様式

第三十九号とし、同様式の次に次の七様式を加える。

別記様式第40号 (第77条関係)

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
許 可 申 請 書				
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 管理者の氏名	-----			
管理者の住所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名			
代表者	-----			

滅失により廃止した 特定遊興飲食店営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
			年 月 日	
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	その他				
	※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 4 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第41号 (第77条関係)

<p>営 業 の 方 法 (特定遊興飲食店営業)</p>	
<p>営 業 所 の 名 称</p> <p>営 業 所 の 所 在 地</p>	
<p>営 業 時 間</p>	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p>
<p>18歳未満の者を従業者として使用すること</p>	<p>①する ②しない</p>
	<p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）</p>
<p>18歳未満の者を客として立ち入らせること</p>	<p>①する ②しない</p>
	<p>①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法</p>
<p>18歳未満の者の立入禁止の表示方法</p>	
<p>飲 食 物 の 提 供</p>	<p>提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法</p>
	<p>提供する酒類の種類及び提供の方法</p>
	<p>20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p>
<p>遊 興 の 内 容</p>	
<p>当該営業所において他の営業を兼業すること</p>	<p>①する ②しない</p>
	<p>①の場合：当該兼業する営業の内容</p>

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第42号（第78条関係）

第	号
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 許 可 証	
氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第11項の 特定遊興飲食店営業を営むことを許可する。	
年 月 日	
公安委員会 	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第43号 (第78条関係)

(表)

	第 号
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 管 理 者 証	
写 真	営業所の名称 営業所の所在地 管理者の住所 管理者の氏名
押出し スタンプ	(年 月 日生)
年 月 日	
	公安委員会 印

85.6

54.0

(裏)

備考	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第44号 (第93条関係)

その1	※受理年月日		※認定年月日	
	※受理番号		※認定番号	
<p>認 定 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第2項の規定により認定を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所	〒 () () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----			
(ふりがな) 営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 () () 局 番			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
相 続 承 認 年 月 日	年 月 日			
合 併 承 認 年 月 日	年 月 日			

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
その他					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 4 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 5 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 8 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認 定 証

特定遊興飲食店営業

優

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律第31条の23において準用する同法第10
条の2第1項の規定により認定する。

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日

公安委員会 印

備考

- 1 「優」の色彩は橙色、「認定証」の文字の色彩は藍色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は淡黄色とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第46号 (第97条関係)

第 号

管 理 者 講 習 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。

年 月 日

住所

殿

公安委員会



管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種別	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
備考	

備考

- 1 管理者は、受講の際には、この通知書及び特定遊興飲食店営業管理者証を持参してください。
- 2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

(警備業の要件に関する規則の一部改正)

第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(少年指導委員規則の一部改正)

第三条 少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「遊技機」を「遊技機」に改める。

(遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)

第四条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九條」を「第八條」に改める。

第三十二條中「第十條の二」を「第十四條」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第六条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第一項第三号」に改め、「及び第四号（」の下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第九条 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第一項第三号」に改め、「及び第四号（」の下に

「第三十一条の二十三及び」を加える。

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第十条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号(同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。)」に改め、別表第三風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号(同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。)」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正)

第十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第五十六号」を「第六条第五十六号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正）

第十二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号中「第七条第三十九号」を「第六条第三十九号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。